

① 開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和8年山形県教育委員会4月定例会を開会いたします。

② 会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と丹治委員を指名いたします。

③ 会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④ 報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

初めに、(1)「山形県立図書館運営基本プラン(第2次)の策定について」、生涯教育・学習振興課長より報告願います。

<生涯教育・学習振興課長>

山形県立図書館運営基本プラン(第2次)の策定について、ご報告申し上げます。「山形県立図書館運営基本プラン(第2次)の概要」をご覧ください。

目的としては、令和4年度からの取組みと成果を踏まえ、県立図書館としての機能を強化し、県民の読書活動の推進及び生涯学習の環境を整えるために、策定をさせていただいたところでございます。

次に、性格につきましては、図書館法第7条の2に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定される県立図書館の「基本運営方針」かつ中期的な「事業計画」ということとなります。

期間は令和8年度から令和12年度までの5年間で策定をさせていただいております。

資料左側に青枠が3つあり、こちらが当該運営基本プランの策定に当たり、考慮した要素となっております。

上段の枠は、県立図書館を取り巻く社会環境の変化ということで、人口減少、グローバル化の進展、例えば、生成AIをはじめとするデジタル化の急速な進展といったような中身も勘案しながら策定させていただいております。

中段の枠は県立図書館の諮問機関の山形県図書館協議会の委員の意見を含めた推進が必要な取組みをまとめさせていただいたものでございます。利用しやすい雰囲気、環境づくり、イベントなど来館を促す取組みの展開、インターネット情報発信の更なる強化といったようなもの

を中心に、非来館型サービスの周知、広報の強化といったようなご意見をいただいているところでございます。

3つの行動指針と3つの視点については従来の計画を踏襲した形となつてございますが、目指す姿の内容につきましては、図書館を取り巻く社会環境が変化しているという中で、今後、どのような図書館を目指していくのか、という視点で前回のプランから表現等を刷新させていただいております。

その主な内容として1つ目は、目指す姿は全ての年代の方だけでなく、障がいのある方、外国人の方など、誰もが利用できる読書環境を整え、第7次山形県教育振興計画にも記載があるウェルビーイング向上に貢献していくという視点で、赤字の部分修正させていただいております。

2つ目は、新たな価値を創造する知の拠点といたしまして、地域の課題解決や、文化の継承、発展、創造的な活動を支えるというような形で整理させていただきました。

3つ目は、前回プランと同様に、社会の変化に対応していくという視点を持ちながらも、多様性や包摂性のある共生社会の実現に寄与していくことを文言にいられており、主な取組みは中段下のとおりです。

まず、本当の出会いを演出し、にぎわいの拠点となる図書館づくりの項目の中で、従来は「多様な主体」という言葉を使っていたのですが、わかりにくいという意見もあったので、「地域、学校、NPO等」という言葉を追記したものでございます。

また、専門性とホスピタリティの向上においては、前回プランでは、「接遇力の向上」という表現をさせていただいておりましたが、相手の思いやりや心からのもてなしという思いを込めまして、「ホスピタリティ」という文言に修正させていただきました。

次に、「県民誰もが生涯にわたり利用できる図書館づくり」の項目では、障がいのある方や、外国人の方も含めて誰でも利用できる環境を整えていくという趣旨で「誰もが」という言葉を入れさせていただきました。他にも「ユニバーサルデザインの視点に立つ」という表現であったものを、「誰もが利用しやすい」というように平易な表現にさせていただいております。さらに、こども読書活動推進計画も踏まえ、今回のプランでは、読書活動の推進も記載しております。

「つながり・ひろがる図書館」では、電子書籍サービスについて、前回のプランの時点では、未導入だったので、「検討」という言葉としていましたが、令和6年11月から導入させていただきましたので、「充実」としました。

県立図書館では今後5年間、このプランに基づき、県民の成長と地域のにぎわいに貢献する図書館を目指し、取組みを進めてまいります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

非来館型サービスとは、具体的にどのようなものでしょうか。

<生涯教育・学習振興課長>

来館していただかなくても本の貸出予約ができ、山形県立図書館でなく、最寄りの図書館でも本を受け取れるようになっております。図書館のない地域でも活用できるシステムですので、今後活用を進めていきたいと考えております。

<小 関 委 員>

このサービスについて今後、もっと周知していくべきだと思います。

<教 育 長>

ほかになければ、次に（２）「山形盲学校のアスベスト調査結果及び今後の対応について」、学校施設主幹より報告願います。

<学校施設主幹>

山形盲学校は 建築後 50 年以上経過しまして、施設設備の老朽化が深刻な状況であります。それを踏まえまして、同じく老朽化が課題となっている上山高等養護学校の敷地内に両校を併置する形で、改築、整備を行う計画としているところで、完了した際には現在の校舎を解体することになります。その解体に向けた事前準備としまして、アスベストの調査を昨年度実施しましたところ、音楽室の天井の吹き付け剤にアスベストの含有が確認されました。それを踏まえまして、同室の使用を中止した上で、アスベストの粉塵濃度を測定した結果、飛散は検出されなかったという状況であります。

調査期間は令和 7 年 10 月 24 日から令和 8 年 3 月 19 日までで、調査結果は、山形盲学校の管理教室棟の音楽室で、天井に吹き付けられた建材に、飛散性が著しく高いとされるレベルのアスベストが確認されたところでした。それを受けまして、音楽室の使用を中止して、室内のアスベストの粉塵濃度を測定しましたところ、アスベストの繊維数は空気 1 リットル当たり 0.5 本未満という結果であり、環境省による飛散・漏えいの確認の目安を下回る結果でありまして、アスベストの飛散は検出されなかったところでございます。

4 月 22 日（水）に保護者の皆様にこの旨を文書にてお知らせしているところでありますが、今後も丁寧な情報提供に努めますとともに早期にアスベストの除去による対策工事を実施して、児童生徒の安全安心な学習環境の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

今後の改築、整備のスケジュールについては、今現在、上山高等養護学校の校舎を建設しているところですが、山形盲学校につきましては、令和 13 年 3 月に新校舎が完成で 4 月から供用開始となりますが、それまでの 5 年間は現在の校舎を使うことになりましたので、児童生徒の皆さんの安全安心を確実なものにするためにアスベストを除去する対策工事を行うものです。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、次に（３）「県外志願者受入れ制度に係る要綱の一本化について」、高校教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

報告 3-1 を御覧ください。

まず、県外志願者の受け入れにつきましては、平成 29 年度に山形県立公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱（要綱 1）が策定され、一般入学選抜でスタートいたしました。条件といたしまして、直近 5 年間ににおける志願倍率の平均値が 1 倍に満たないこと、それを満たす学校のうち県内唯一の学科を設置している学校若しくは地域との連携が確立されている 1 学級規模の学校を対象としました。

令和 3 年度に 1 学級規模の学校については推薦入学者選抜から受け入れができるように「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」（要綱 2）を要綱 1 とは別に策定いたしました。

令和 5 年度に要綱 1 の対象を全ての学科に拡大いたしました。それとともに推薦入学者選抜の受け入れを可能といたしました。

令和 7 年度から前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜を導入しました結果、要綱 1 と要綱 2 は下の表のような形となっております。

このような状況にあり、今回の改正は県外志願者の受け入れを一層推進するために要綱 1 と要綱 2 を 1 本化したものです。

改正後の要綱のポイントについてご説明申し上げます。今回改正した要綱では、県外からの志願者を受け入れることができる学校の基準を、直近 2 年における入学定員に対する県内志願者の割合が連続して 9 割を満たさない学科がある学校として、県外志願者の募集人員については入学定員の最大 50 パーセントまでとし、当該校の入学定員から県内志願者の合格数を差し引いた人数の直近 2 年間の平均値の範囲の中において受け入れ可能な人数を、各学校が毎年定めるものとしております。なお、前期（特色）選抜と後期（一般）選抜の募集の配分は各学校が定めることとしております。受け入れ条件を満たす学校につきましては、県外志願者受け入れの実施を希望する場合、校長が教育長に届出を行うこととしており、その際に、地元自治体の協力を得るなどして、県外志願者の住居等について、見通しが立っており、受け入れが可能であることを確認の上、届け出ることとしております。また、受け入れから 3 年が経過する度に再度届出を行うこととしております。なお、現行の要綱に基づき、すでに県外志願者受け入れを実施している学校がございますが、その学校が今後も引き続き実施を希望する場合は、本要綱が制定された後に、改めて届出を求めることとしております。

< 教 育 長 >

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

< 小 関 委 員 >

この改正内容は各高校にすでに周知されているのでしょうか。住居等の準備のためには、学校以外に自治体の協力も必要ですので、なるべく早い方が良くと思います。また、地元の協力団体にも連絡が入るようなシステムになれば良くと思います。

< 高校教育課長 > 学校を通じて地元の自治体との方々とは、連携を密にするように周知してまいります。

< 和田委員 > 直近の県外からの入学者数はどれくらいですか。

< 高校教育課長 > 令和7年度は21名、6年度は22名です。

## ⑤議 事

< 教 育 長 > それでは、これより議事に入ります。

議第1号「博物館法に基づく博物館の登録について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 > 博物館として登録されるためには、令和5年4月1日に施行されました改正博物館法の規定に基づく登録申請を行い、教育委員会の議決を得ることが必要とされております。

本県には改正前の博物館法に基づき登録された博物館が9施設、改正された博物館法に基づき、登録された施設が4施設ございます。

本議案につきましては、改正博物館法第12条の規定による博物館の登録申請がありました天童市美術館について同法第11条の規定により、博物館の登録を行うことについてお諮りするものでございます。

議1-2をご覧ください。天童市美術館は県内初の公立美術館として平成2年6月に設置され、同年10月に開館したものでございます。設置者は天童市で国内外の優れた美術品を公開する企画展示と、天童市にゆかりある今野忠一さん、豊田豊さん、熊谷守一さんといった作家の作品の収集や展示を軸としております。

設置者からの登録申請を受けまして、山形県博物館登録等審査会につきまして、改正博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類及び実質調査により、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員、その他の職員の配置、施設及び設備等の状況について審査いたしました。

その結果は議1-3にあるとおり、天童市美術館は、改正博物館法第13条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当とされたところでございます。

なお、博物館登録法第13条第3項に規定する学識経験者の意見につきましては、山形県立博物館長から「適当」であるとのことをご意見をいただいております。

< 教 育 長 > ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

< 教 育 長 > なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次に、議第2号「博物館法に基づく博物館に相当する施設の指定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。
- <生涯教育・学習振興課長> 議第2号は博物館に相当する施設の指定となり、こちらにつきましても、議第1号と同様に教育委員会の議決が必要な案件となります。  
議2-2をご覧ください。今回申請がありましたのは広重美術館でございますが、こちらの美術館は平成9年4月に浮世絵専門の美術館として開館したものでございまして、天童市の鎌田本町の方でございます。  
設置者は株式会社総合エンタープライズで株式会社滝の湯ホテルが収集した初代から五代広重の作品を中心とする浮世絵を収蔵しております。定期的に作品を入れ替え、浮世絵の楽しみ方や江戸文化など様々なテーマで企画展を開催するとともに講演会やワークショップ(缶バッジ作成、うちわ作りなど)を実施しているとお聞きしております。さらに、バーチャル美術館、浮世絵の調査研究にも取り組んでいると聞いております。  
この度の指定申請を受けまして審査会において、資料の収集等の体制、職員の配置、施設及び設備の状況について審査した結果が議2-3にございます。広島美術館につきましては、改正博物館法施行規則第24条第1項各号に規定する指定要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館に相当する施設の指定を行うことが適当されたところでございます。
- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次の議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。